

四半期報告書

(第99期第1四半期)

自 平成24年4月1日

至 平成24年6月30日

大阪証券金融株式会社

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

(E03689)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
2 その他	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報	14

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第99期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）

【会社名】 大阪証券金融株式会社

【英訳名】 Osaka Securities Finance Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 堀田 隆夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜二丁目4番6号

【電話番号】 06-6233-4510(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役企画総務部長 小田 康史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目15番3号
大阪証券金融株式会社 東京支社

【電話番号】 03-5299-6311

【事務連絡者氏名】 東京支社長 福井 勝

【縦覧に供する場所】 大阪証券金融株式会社 東京支社
(東京都中央区日本橋二丁目15番3号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第1四半期 累計期間	第99期 第1四半期 累計期間	第98期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
営業収益 (百万円)	848	743	3,464
経常利益 (百万円)	37	38	263
四半期(当期)純利益 (百万円)	38	36	309
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失(△) (百万円)	△27	△15	64
資本金 (百万円)	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000
純資産額 (百万円)	17,394	17,692	18,020
総資産額 (百万円)	208,250	193,858	238,431
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1.05	0.99	2.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	普通株式 — 第一種優先株式 —	普通株式 — 第一種優先株式 —	普通株式 3.00 第一種優先株式 14.00
自己資本比率 (%)	8.4	9.1	7.6

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）のわが国経済につきましては、復興関連需要や企業収益の改善を背景とした設備投資の増加などから景気は緩やかながらも回復傾向を維持しておりますが、一方で欧州債務問題や円高の長期化など、先行き不透明感が払拭できない状況も続いております。

株式市況についてみますと、期初1万円台でスタートした日経平均株価は、欧州債務問題の再燃や米国経済に対する減速懸念の台頭などから続落商状を辿り、6月上旬には半年ぶりの安値となる8千2百円台まで下落、その後はNYダウの値上がりなどを好感して9千円台まで水準を戻す展開となりました。

この間、大阪市場における信用取引買残高は期初1,300億円台でスタートした後、期中を通じて1,400億円を挟んだ一進一退の展開となり、1,400億円台で期末を迎えました。

こうした状況下、当第1四半期累計期間の営業収益は運用残高の減少等に伴い743百万円(前年同期比12.3%減)と減収になったものの、借入金支払利息などの営業費用や貸倒引当金繰入額を中心とした一般管理費の減少が寄与し、営業損失は56百万円(前年同期は営業損失57百万円)と前年同期並みとなりました。一方、経常利益は38百万円(前年同期比2.9%増)、四半期純利益は36百万円(前年同期比6.1%減)と黒字を継続しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産額は193,858百万円と前事業年度末に比べて44,572百万円減少しました。これは、借入有価証券代り金や有価証券が減少したことなどによるものです。

一方、負債総額は176,166百万円と前事業年度末に比べて44,245百万円減少しました。これは、コマーシャル・ペーパーや短期借入金が減少したことなどによるものです。

この間、純資産額は17,692百万円と前事業年度末に比べて327百万円減少しました。これは、配当金の支払いにより利益剰余金が減少したことなどによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,500,000
優先株式	15,000,000
計	109,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,000,000	37,000,000	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
第一種優先株式	15,000,000	15,000,000	非上場	単元株式数100株 (注)
計	52,000,000	52,000,000	—	—

(注) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、第一種優先株式の発行は安定した事業運営のため自己資本の充実を図ったものであります。また、本優先株式は「社債型」優先株式であり普通株式の希薄化が生じないことを重視したものであります。

1 優先配当金

① 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記「2 優先中間配当金」に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2 優先中間配当金

当社定款第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき7円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)を行う。

3 残余財産の分配

① 残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき200円を支払う。

② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

5 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 優先株式には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

6 取得条項

- ① 当社は、平成26年4月1日以降の日で、優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、200円に経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数（初日及び取得日の前日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。
- ② 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	52,000	—	5,000	—	3,229

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 15,000,000	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 440,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式36,537,900	364,036	—
単元未満株式	普通株式 21,200	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,000,000	—	—
総株主の議決権	—	364,036	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、当社名義の貸借取引担保保有株式等が134,300株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、当社名義の貸借取引担保保有株式等にかかる議決権の数1,343個が含まれておりません。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式48株が含まれております。

3 第一種優先株式の内容については「第3提出会社の状況 1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式」の(注)に記載しております。

②【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大阪証券金融㈱	大阪市中央区北浜二丁目 4番6号	440,900	—	440,900	0.84
計	—	440,900	—	440,900	0.84

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,313	6,927
有価証券	14,396	5,003
営業貸付金	75,647	70,380
借入有価証券代り金	85,231	65,039
その他	442	417
貸倒引当金	△2,080	△2,072
流動資産合計	182,951	145,696
固定資産		
有形固定資産	677	638
無形固定資産	627	559
投資その他の資産		
投資有価証券	53,882	46,639
その他	1,025	1,031
貸倒引当金	△733	△707
投資その他の資産合計	54,175	46,964
固定資産合計	55,480	48,162
資産合計	238,431	193,858
負債の部		
流動負債		
コールマネー	40,700	48,800
短期借入金	110,650	90,850
コマーシャル・ペーパー	26,000	4,000
貸付有価証券代り金	28,024	18,697
未払法人税等	13	13
賞与引当金	64	30
その他	4,990	4,894
流動負債合計	210,443	167,285
固定負債		
長期借入金	9,000	8,000
退職給付引当金	345	342
役員退職慰労引当金	173	119
その他	450	419
固定負債合計	9,968	8,880
負債合計	220,411	176,166

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	3,229	3,229
利益剰余金	9,394	9,110
自己株式	△131	△131
株主資本合計	17,492	17,208
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	527	483
評価・換算差額等合計	527	483
純資産合計	18,020	17,692
負債純資産合計	238,431	193,858

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
営業収益	848	743
営業費用	330	249
営業総利益	517	494
一般管理費	575	550
営業損失(△)	△57	△56
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	78	80
その他	18	17
営業外収益合計	98	99
営業外費用		
支払利息	3	4
その他	0	0
営業外費用合計	3	4
経常利益	37	38
特別損失		
有形固定資産除却損	0	—
ゴルフ会員権評価損	3	—
特別損失合計	3	—
税引前四半期純利益	33	38
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	△6	1
法人税等合計	△4	2
四半期純利益	38	36

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
なお、これによる営業損失、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）	当第1四半期累計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
減価償却費	94百万円	105百万円

（株主資本等関係）

I 前第1四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	109	3	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
	第一種 優先株式	210	14	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	109	3	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金
	第一種 優先株式	210	14	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がないか、四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

その他有価証券が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券

前事業年度 (平成24年 3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
① 株式	2,388	3,072	684
② 債券	64,691	64,833	141
③ その他	—	—	—
合計	67,080	67,906	826

当第1四半期会計期間 (平成24年 6月30日)

区分	取得原価 (百万円)	四半期貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
① 株式	2,388	2,867	478
② 債券	48,135	48,402	267
③ その他	—	—	—
合計	50,523	51,270	746

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年 6月30日)
関連会社に対する投資の金額	12百万円	12百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,034	1,006

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)
持分法を適用した場合の投資損失 (△) の金額	△27百万円	△15百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日) 及び当第1四半期累計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)

当社は、証券金融業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	1円05銭	0円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	38	36
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	38	36
普通株式の期中平均株式数 (千株)	36,559	36,559

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月10日

大阪証券金融株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大阪証券金融株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第99期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大阪証券金融株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【会社名】	大阪証券金融株式会社
【英訳名】	Osaka Securities Finance Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀田 隆夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
【縦覧に供する場所】	大阪証券金融株式会社 東京支社 (東京都中央区日本橋二丁目15番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長堀田隆夫は、当社の第99期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。